

○農林水産省告示第千六百十三号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第十七の規定に基づき、平成五年一月二十七日農林水産省告示第八十二号（タイ王国産ナンカンワシ種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

農林水産大臣 松岡 利勝

平成十八年十一月二十八日

一 及び四の（二）中「ピムセンダン種」の下に「マハチャノ種」を加える。
九を次のように改める。

九 表示

三の（一）の検査及び四の消毒が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。